

## 介護報酬の算定構造のイメージ (案)

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、事務的に整理している現時点版として、介護給付の算定構造のイメージを作成したものである。

具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後の介護給付費分科会の議論を踏まえ、見直しの可能性がありえるものであることを御了知頂きますようよろしくお願いいたします。

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

:令和3年4月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構成

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		身体介護の(2)~(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算	
イ 身体介護	(1) 20分未満	所要時間が20分から起算して25分を越すごとに+〇単位(〇単位を限度)	×〇/100	夜間又は早朝の場合+〇/100 深夜の場合+〇/100	特定事業所加算(Ⅰ) +〇/100 特定事業所加算(Ⅱ) +〇/100 特定事業所加算(Ⅲ) +〇/100 特定事業所加算(Ⅳ) +〇/100 特定事業所加算(Ⅴ) +〇/100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者等に限り行われる場合×〇/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者基礎研修修了者により行われる場合×〇/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合×〇/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×〇/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合×〇/100				1回につき+〇単位	
	(2) 20分以上30分未満											(〇単位)
	(3) 30分以上1時間未満											(〇単位)
	(4) 1時間以上											(577単位に30分を増すごとに +〇単位)
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満	(〇単位)										
	(2) 45分以上	(〇単位)										
ハ 通院等乗降介助		(1回につき 〇単位)										
ニ 初回加算		(1月につき +〇単位)										
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +〇単位)										
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +〇単位)										
ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1月につき +〇単位)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1月につき +〇単位)										
ニホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×〇/1000)	注 所定単位は、イからホ△までにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×〇/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×〇/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき (3)の〇/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき (3)の〇/100)										
ニヒ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×〇/1000)	注 所定単位は、イからホ△までにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×〇/1000)										

注：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」「特別地域訪問介護加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

注：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額算定の際、当該算定の単位数を算入

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき ○単位)	×○/100	×○/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×○/100	+○/100	+○/100	+○/100

ロ 初回加算 (1月につき +○単位)

ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +○単位)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +○単位)

ヒ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +○単位)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +○単位)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +○単位)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1回につき +○単位)

ヘ サービス提供体制強化加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×○/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×○/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×○/1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の○/100)
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の○/100)

注  
所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計

ヘ サービス提供体制強化加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×○/1000)
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×○/1000)

注  
所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該算定の単位数を算入  
 ※ 「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」については、令和4年3月31日まで算定可能。

[脚注]  
 1. 単位数算定記号の説明  
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位  
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位  
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100  
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
基本部分	准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の自数につき減算(1日につき)			
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (○単位)	×○/100	30分未満の場合 +○単位	30分未満の場合 +○単位	+○単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×○/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×○/100	+○/100	+○/100	+○/100	1月につき +○単位	1月につき +○単位	1月につき(Ⅰ)の場合 +○単位又は(Ⅱ)の場合 +○単位	死亡日及び死亡日前14日以内(2日以上)ターミナルケアを行った場合 +○単位			
(2) 30分未満 (○単位)																	
(3) 30分以上1時間未満 (○単位)																	
(4) 1時間以上1時間30分未満 (○単位)																	
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (○単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は○/100																	
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (○単位)	×○/100	30分未満の場合 +○単位	30分以上の場合 +○単位	+○単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×○/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×○/100	+○/100	+○/100	+○/100	1月につき +○単位	1月につき +○単位	1月につき(Ⅰ)の場合 +○単位又は(Ⅱ)の場合 +○単位	死亡日及び死亡日前14日以内(2日以上)ターミナルケアを行った場合 +○単位			
(2) 30分未満 (○単位)																	
(3) 30分以上1時間未満 (○単位)																	
(4) 1時間以上1時間30分未満 (○単位)																	
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき ○単位)	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×○/100				+○単位						1月につき 訪問看護ステーションの場合 +○単位 病院又は診療所の場合 +○単位				-○単位		
ニ 初回加算 (1月につき +○単位)																	
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +○単位)																	
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +○単位)																	
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +○単位)																
	(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +○単位)																
チ サービス提供体制強化加算	(1)イ及びロを算定する場合 (1回につき +○単位)		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +○単位)	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +○単位)													
	(2)ハを算定する場合 (1月につき +○単位)		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +○単位)	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +○単位)													

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を連携する場合は、支給限度額管理の対象外とする。

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問看護については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注									
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき ○単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	4月1日～4月30日までの期間に限り、1日につき4,280単位	4月1日～4月30日までの期間に限り、1日につき4,320単位	4月1日～4月30日までの期間に限り、1日につき4,320単位	4月1日～4月30日までの期間に限り、1日につき4,320単位	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合					
	介護老人保健施設の場合												事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×○/100	+○/100	+○/100	+○/100	1日につき +○単位
	介護医療院の場合												事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×○/100				
ロ 社会参加支援加算(認知症) (1日につき ○単位を加算)																	
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +○単位)																
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +○単位)																

注：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」に適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該算定の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (○単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (○単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (○単位)	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (○単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (○単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (○単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅 の利用者又は居住系施設入居者等に対 して、当該薬剤の使用に関する必要な薬 学的管理指導を行った場合  +○単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (○単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (○単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (○単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (○単位)	(三) (一)及び(二)以外の場合 (○単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (○単位)			
ヘ 薬剤師が行う場合 (月4回を限度)	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (○単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (○単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(三) (一)及び(二)以外の場合 (○単位)			
		(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (○単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(2) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (○単位)	(二) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (○単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (○単位)			
ヘ 薬剤師が行う場合 (月4回を限度)	(3) (1)及び(2)以外の場合 (○単位)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (○単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (○単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(3) (1)及び(2)以外の場合 (○単位)	(三) (一)及び(二)以外の場合 (○単位)			
		(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (○単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(3) (1)及び(2)以外の場合 (○単位)	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (○単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (○単位)			

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

















ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)	×○/100	診療所設備基準 減算 -○単位	-○単位	+○単位 (7日間を限度)	+○単位 (7日(やむを得ない事実は14日)を限度)	+○単位	片道につき +○単位	
		b 診療所短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)								
		c 診療所短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)								
		d 診療所短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)								
		e 診療所短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)								
		f 診療所短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)								
	(二) 診療所短期入所療養介護費(II) 看護・介護<3:1>	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)								
		b 診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)								
		(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)									×○/100
		(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)								
		(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)								
		(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)								
(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)										
(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)										
(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)										
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (○単位) (二) 4時間以上6時間未満 (○単位) (三) 6時間以上8時間未満 (○単位)							+○単位			
(4) 療養食加算 (1回につき ○単位を加算(1日に3回を限度))											
(5) 認知症専門ケア加算 (1日につき ○単位を加算)											
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算											
(8) 介護職員処遇改善加算											
(9) 介護職員等特定処遇改善加算											

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目  
 ※介護職員等特定処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注				注	注	注				
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	看護士が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合			
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)	×○/100	×○/100	×○/100	×○/100	+○単位 (7日)以上の滞在 ない事情がある場合は (4日)を限度)	片道につき +○単位			
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)									
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)									
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)									
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)									
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)									
		(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)									
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)									
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)									
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)									
	(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)	×○/100	×○/100	×○/100							
		(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)										
	(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)	×○/100	×○/100				×○/100	×○/100	×○/100
				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)								
		一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)								
				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)								
	(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(○単位)	×○/100	×○/100	×○/100							
		(二) 4時間以上6時間未満	(○単位)										
		(三) 6時間以上8時間未満	(○単位)										
	(5) 療養食加算 (1回につき ○単位を加算(1日に3回を限度))												
(6) 特定診療費													
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)		(1日につき ○単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(II)		(1日につき ○単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(III)		(1日につき +2単位を加算)										
	(四) サービス提供体制強化加算(IV)		(1日につき ○単位を加算)										
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×○/1000)											
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×○/1000)											
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×○/1000)											
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV)	(1月につき +(三)○/100)											
	(五) 介護職員処遇改善加算(V)	(1月につき +(三)○/100)											
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×○/1000)											
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×○/1000)											

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
注：介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員等特定処遇改善加算(II)については、令和4年3月31日まで算定可能。







II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分			注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護 支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集中減 算	
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(Ⅰ.1)	要介護1・2 (○単位)	(運営基準減算の場合) ×○/100 (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+○/100	+○/100	+○/100	
		要介護3・4・5 (○単位)	1月につき -○単位					
		(二) 居宅介護支援費(Ⅰ.Ⅱ)(※)						要介護1・2 (○単位)
		要介護3・4・5 (○単位)						
		(三) 居宅介護支援費(Ⅰ.Ⅲ)(※)						要介護1・2 (○単位)
		要介護3・4・5 (○単位)						
	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(Ⅱ.Ⅰ)						要介護1・2 (○単位)
		要介護3・4・5 (○単位)						
		(二) 居宅介護支援費(Ⅱ.Ⅱ)(※)						要介護1・2 (○単位)
		要介護3・4・5 (○単位)						
		(三) 居宅介護支援費(Ⅱ.Ⅲ)(※)						要介護1・2 (○単位)
		要介護3・4・5 (○単位)						
ロ 初回加算 (1月につき +○単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +○単位)						
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +○単位)						
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +○単位)						
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +○単位)						
ニ 医療介護連携体制強化加算 (1月につき +○単位)								
ホ 入院情報連携加算	(1) 入院情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +○単位)						
	(2) 入院情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +○単位)						
ホ△ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(+○単位)						
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(+○単位)						
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(+○単位)						
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(+○単位)						
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(+○単位)						
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
ヘ△ 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
ト 通院情報連携加算 (1月につき +○単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +○単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2 日以上在宅の訪問等を行った場合	(+○単位)						

※居宅介護支援費(Ⅱ.Ⅱ)・(Ⅱ.Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ.Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅱ.Ⅲ)を算定する。  
 ※一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている場合については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(Ⅱ.Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅱ.Ⅲ)を算定する。



2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		活動をを行う職員が複数存在し、長年を要しない場合	入所者の数が入所定数を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等、ユニットケアにおける体制が劣化している場合	身体拘束禁止未実施減算	介護職員配置加算	短期集中ケアの実施加算	認知症短期集中ケアの実施加算	認知症ケア加算	若年性認知症入所者又は入出	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(イ)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(ロ)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(ハ)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(ニ)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(ホ)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(ヘ)
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜従来の個室＞【基本型】	要介護1 (○) 単位	×○/100	×○/100	×○/100	×○/100	×○/100	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位
		要介護2 (○) 単位															
		要介護3 (○) 単位															
		要介護4 (○) 単位															
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜従来の個室＞【在宅強化型】	要介護1 (○) 単位															
		要介護2 (○) 単位															
		要介護3 (○) 単位															
		要介護4 (○) 単位															
	(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜多床室＞【基本型】	要介護1 (○) 単位															
		要介護2 (○) 単位															
		要介護3 (○) 単位															
		要介護4 (○) 単位															
	(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 (○) 単位															
		要介護2 (○) 単位															
		要介護3 (○) 単位															
		要介護4 (○) 単位															
ロ ユニタ型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜従来の個室＞【基本型】	要介護1 (○) 単位	×○/100	×○/100	×○/100	×○/100	×○/100	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位
		要介護2 (○) 単位															
		要介護3 (○) 単位															
		要介護4 (○) 単位															
	(2) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜従来の個室＞【在宅強化型】	要介護1 (○) 単位															
		要介護2 (○) 単位															
		要介護3 (○) 単位															
		要介護4 (○) 単位															
(3) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜多床室＞【基本型】	要介護1 (○) 単位																
	要介護2 (○) 単位																
	要介護3 (○) 単位																
	要介護4 (○) 単位																
(4) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 (○) 単位																
	要介護2 (○) 単位																
	要介護3 (○) 単位																
	要介護4 (○) 単位																

注 外泊時費用		入所者に対して帰宅における外泊を認められた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき○単位数を算定
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		入所者に対して帰宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき○単位数を算定
注 ケーミナルケア加算	(1) 死亡前日以前31日以上45日以下	事業型老健以外の場合 (1日につき ○単位数を算定) 事業型老健の場合 (1日につき ○単位数を算定)
	(2) 死亡前日以前4日以上30日以下	事業型老健以外の場合 (1日につき ○単位数を算定) 事業型老健の場合 (1日につき ○単位数を算定)
	(3) 死亡前日以前2日又は3日	事業型老健以外の場合 (1日につき ○単位数を算定) 事業型老健の場合 (1日につき ○単位数を算定)
	(4) 死亡日	事業型老健以外の場合 (1日につき ○単位数を算定) 事業型老健の場合 (1日につき ○単位数を算定)
注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算		イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき ○単位数を算定) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき ○単位数を算定)
ハ 初期加算 (1日につき ○単位数を算定)		
ニ 再入所時変更連絡加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として○単位数を算定)		注 再入所時変更連絡加算(※2)は、再入所時変更連絡加算(※2)を算定しない。
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(※2)	在宅強化型の場合	(1回につき ○単位数を算定)
	在宅強化型以外の場合	(1回につき ○単位数を算定)
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)(※2)	在宅強化型の場合	(1回につき ○単位数を算定)
	在宅強化型以外の場合	(1回につき ○単位数を算定)
ヘ 通所時等支援加算(※2)	(1) 通所時等支援加算	① 試行的通所指導加算 (○単位)
		② 通所情報提供加算 (○単位)
		③ 入退所時準備加算(Ⅰ) (○単位)
		④ 通所準備加算(Ⅱ) (○単位)
(2) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として○単位数を算定)		注 入所期間が1月を超え入所者が試行的に通所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して通所後の療養上の指導を行った場合 注 通所後の生活面に対して診療情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業等から通所前からの通所、通所準備サービス調整を行った場合
ト 介護マネジメント加算 (1月につき ○単位数を算定)		
チ 介護マネジメント加算(※2) (1月につき ○単位数を算定)		注 介護マネジメント加算(※2)は、介護マネジメント加算(※2)を算定しない。
リ 介護マネジメント加算 (1日につき ○単位数を算定)		注 介護マネジメント加算は、介護マネジメント加算(※2)を算定しない。
ロ 経口経口加算(※2) (1日につき ○単位数を算定)		注 経口経口加算(※2)は、経口経口加算(※2)を算定しない。
ロ 経口維持加算(1月につき○単位)(※2)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき ○単位数を算定) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき ○単位数を算定)	注 経口維持加算(Ⅰ)は、経口維持加算(Ⅰ)を算定しない。 注 経口維持加算(Ⅱ)は、経口維持加算(Ⅱ)を算定しない。
ル 口腔衛生管理特別加算(※2) (1月につき ○単位数を算定)		注 口腔衛生管理特別加算(※2)は、口腔衛生管理特別加算(※2)を算定しない。
ロ 口腔衛生管理加算(※2)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき ○単位数を算定) (2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき ○単位数を算定)	注 口腔衛生管理加算(Ⅰ)は、口腔衛生管理加算(Ⅰ)を算定しない。 注 口腔衛生管理加算(Ⅱ)は、口腔衛生管理加算(Ⅱ)を算定しない。
ロ 療養加算 (1回につき ○単位数を算定(1日に3回を限度))		
ロ 在宅復帰支援情報加算 (療養型老健に限り1日につき ○単位数を算定)		
ロ かつおつけ調理連携特別加算(※2)	(1) かつおつけ調理連携特別加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として○単位数を算定) (2) かつおつけ調理連携特別加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として○単位数を算定) (3) かつおつけ調理連携特別加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として○単位数を算定)	注 かつおつけ調理連携特別加算(Ⅰ)は、かつおつけ調理連携特別加算(Ⅰ)を算定しない。 注 かつおつけ調理連携特別加算(Ⅱ)は、かつおつけ調理連携特別加算(Ⅱ)を算定しない。 注 かつおつけ調理連携特別加算(Ⅲ)は、かつおつけ調理連携特別加算(Ⅲ)を算定しない。
ロ 緊急時施設指導費	(1) 緊急時施設指導	事業型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき○単位数を算定) 事業型老健の場合 (1月に1回3日を限度に1日につき○単位数を算定)
	(2) 特定治療	
ロ 所定疾患施設指導費(※2)	(1) 所定疾患施設指導費(Ⅰ) (1月に1回7日を限度に1日につき○単位数を算定) (2) 所定疾患施設指導費(Ⅱ) (1月に1回7日を限度に1日につき○単位数を算定)	
ロ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき ○単位数を算定) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき ○単位数を算定)	
ロ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	事業型老健以外の場合 (入所後7日に限り1日につき○単位数を算定)	
	事業型老健の場合 (入所後7日に限り1日につき○単位数を算定)	
ロ 認知症情報提供加算 (1回当たり ○単位数を算定)		
ロ 地域連携診療計画情報提供加算(※2)	在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として○単位数を算定)	
	在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として○単位数を算定)	
ル 介護マネジメント加算(※2) (1月につき ○単位数を算定)		
ル 診せつ支援加算(※2)	(1) 診せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき ○単位数を算定)	
	(2) 診せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき ○単位数を算定)	
	(3) 診せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき ○単位数を算定)	
	(4) 診せつ支援加算(Ⅳ) (1月につき ○単位数を算定)	
ル 認知症情報提供加算(※2) (1月につき ○単位数を算定)		
ル 科学的介護連携特別加算(※2) (1月につき ○単位数を算定)		
ル 安全対策特別加算 (入所者1人につき1回を限度として○単位数を算定)		
ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき ○単位数を算定)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき ○単位数を算定)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき ○単位数を算定)	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき ○単位数を算定)	
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×○/1000)	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×○/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×○/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の○/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の○/100)	
ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×○/1000)	注 所定単位数は、イからラまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×○/1000)	注 所定単位数は、イからラまでにより算定した単位数の合計

※ PT・OT・STによる人員配置算定を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。  
 ※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合は、(※2)を適用しない。  
 ※ 安全対策特別加算(Ⅰ)については令和3年(2021)10月1日から、実質ケアマネジメントを実施していない場合に限り令和4年(2022)4月1日から適用する。  
 ※ 介護マネジメント加算(Ⅰ)、診せつ支援加算(Ⅰ)、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和3年3月31日まで算定可能。









注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月以内を限度として所定単位数に代えて1日につき、○単位を算定		
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき○単位を算定		
(3) 初期加算	(1日につき ○単位を加算)		
(4) 退院時指導等加算(※1)	(一) 退院時指導加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、○単位を算定)</li> <li>b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、○単位を算定)</li> <li>c 退院時指導加算 (○単位)</li> <li>d 退院時情報提供加算 (○単位)</li> <li>e 退院前連絡加算 (○単位)</li> </ul>	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 訪問看護指示加算	(入院患者1人につき1回を限度として○単位を算定)	
	(40) 栄養士の加算	(1日につき ○単位を加算)	
	(40) 低栄養リスク改善加算(※1)	(1月につき ○単位を加算)	注 栄養士の加算を算定しない場合は、栄養ケア・マネジメントを算定していない場合は、算定しない
	(40) 経口移行加算(※1)	(1日につき ○単位を加算)	注 栄養士の加算を算定しない場合は、栄養ケア・マネジメントを算定していない場合は、算定しない
(42) 経口維持加算(1月につき)(※1)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(1日につき ○単位を加算)	注 栄養士の加算を算定しない場合は、栄養ケア・マネジメントを算定していない場合は、算定しない
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)	(1日につき ○単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない
(40) 口腔衛生管理体制加算(※1)	(1月につき ○単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
(40) 口腔衛生管理加算(※1)	(1月につき ○単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定しない場合は、算定しない	
(44) 療養食加算	(1回につき ○単位を加算(1日に3回を限度))		
(42) 在宅復帰支援機能加算(※1)	(1日につき ○単位を加算)		
(42) 特定診療費(※1)			
(44) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき ○単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき ○単位を加算)	
(44) 認知症行動・心理定状態対応加算	(6ヶ月入居後7日以内に1日につき○単位を加算)		
(44) 絆せつ支援加算(※1)	(1月につき ○単位を加算)		
(40) 安全対策加算(※1)	(入院患者1人につき1回を限度として○単位を算定)		
(42) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき ○単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき ○単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき ○単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	(1日につき ○単位を加算)	
	(五) サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	(1日につき ○単位を加算)	
(44) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×○/1000)	注 所定単位数は、(1)から(42)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×○/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×○/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十(三)の○/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十(三)の○/100)	
(44) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×○/1000)	注 所定単位数は、(1)から(42)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×○/1000)	

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。  
 ※ 安全対策加算(※1)については令和6年10月1日から、栄養ケア・マネジメントを算定していない場合の減額については令和6年4月1日から適用する。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注						
基本部分			入院患者の数が入院患者の定員を超過する場合	看護・介護職員の人数が基準に満たない場合	介護支援専門員の人数が基準に満たない場合	保健師が専ら業務に充てられた看護職員の人数が10名を超えて得た数未満の場合	医師の医師確保計画を提出したもので、医師の確保が定められた医師の人数が50/100を超過して得た数未満である場合	医師の医師確保計画を提出したもので、医師の確保が定められた医師の人数が50/100を超過して得た数未満である場合	一定の要件を満たす入院患者の数が標準に満たない場合	乗客のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が本整備である場合	身体拘束禁止の実施状況	認知症疾患療養病棟の整備状況	介護職員等に対する研修の実施状況	介護スタッフの研修の実施状況		
(1) 認知症疾患療養施設サービス (1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービスⅠ 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービスⅠ(1)<従来型個室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	
		b 認知症疾患型介護療養施設サービスⅠ(2)<多床室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)	
		(二) 認知症疾患型介護療養施設サービスⅡ 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービスⅡ(1)<従来型個室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)
		b 認知症疾患型介護療養施設サービスⅡ(2)<多床室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)	
		(三) 認知症疾患型介護療養施設サービスⅢ 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービスⅢ(1)<従来型個室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)
	b 認知症疾患型介護療養施設サービスⅢ(2)<多床室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)		
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護療養施設サービスⅣ 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービスⅣ(1)<従来型個室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)
		b 認知症疾患型介護療養施設サービスⅣ(2)<多床室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)	
		(五) 認知症疾患型介護療養施設サービスⅤ 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービスⅤ(1)<従来型個室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)
		b 認知症疾患型介護療養施設サービスⅤ(2)<多床室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)	
		経過措置型	a 認知症疾患型介護療養施設サービスⅤ(1)<従来型個室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)
	b 認知症疾患型介護療養施設サービスⅤ(2)<多床室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)		
	(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービスⅠ<従来型個室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)	
		(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービスⅡ<多床室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)	
	(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス (1日につき)	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービスⅠ	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービスⅠ(1)<ユニット型個室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービスⅠ(2)<ユニット型個室の多床室>		認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)		
(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービスⅡ	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービスⅡ(1)<ユニット型個室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)		
b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービスⅡ(2)<ユニット型個室の多床室>	認知介護1 (○単位)	認知介護2 (○単位)	認知介護3 (○単位)	認知介護4 (○単位)	認知介護5 (○単位)	認知介護6 (○単位)	認知介護7 (○単位)	認知介護8 (○単位)	認知介護9 (○単位)	認知介護10 (○単位)	認知介護11 (○単位)	認知介護12 (○単位)	認知介護13 (○単位)			
注 外泊時費用			入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき○単位を算定													
注 他科採時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他科療養病棟において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき○単位を算定													
(4) 初期加算 (1日につき ○単位を加算)			入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき○単位を算定													
(5) 退院時指導等加算 (※1)	(一) 退院時指導加算	a 退院前指導加算 (入院1回(又は2回)を限度に、○単位を算定)	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他科療養病棟において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき○単位を算定													
		b 退院後指導加算 (退院後1回を限度に、○単位を算定)	入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合													
(二) 訪問看護指導加算	a 退院時情報提供加算 (○単位)	退院後の主治医に対して診療情報提供を行った場合														
	b 退院前連携加算 (○単位)	指定介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合														
(40) 看護士研修加算 (1日につき 1.4単位を加算)			注 看護士研修加算事業実施していない場合は算定しない													
(41) 経管栄養リスク改善加算 (※1) (1日につき ○単位を加算)			注 経管栄養リスク改善加算事業実施していない場合は算定しない													
(42) 経口移行加算 (※1) (1日につき ○単位を加算)			注 経口移行加算事業実施していない場合は算定しない													
(43) 経口維持加算 (※1) (1日につき ○単位を加算)	(一) 経口維持加算Ⅰ (1日につき ○単位を加算)	a 経口維持加算Ⅰ(1) (1日につき ○単位を加算)	注 経口維持加算Ⅰ事業実施していない場合は算定しない													
		b 経口維持加算Ⅰ(2) (1日につき ○単位を加算)	注 経口維持加算Ⅰ事業実施していない場合は算定しない													
(44) 口腔衛生管理強化加算 (※1) (1日につき ○単位を加算)			注 口腔衛生管理強化加算事業実施していない場合は算定しない													
(44-1) 口腔衛生管理加算 (※1) (1日につき ○単位を加算)			注 歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術の指導及び指導を行った場合													
(44-2) 療養加算 (1日につき ○単位を加算(1日に3回を限度))			注 歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術の指導及び指導を行った場合													
(44-3) 在宅復帰支援機能加算 (※1) (1日につき ○単位を加算)			注 在宅復帰支援機能加算事業実施していない場合は算定しない													
(44-4) 特定診療費 (※1)			注 在宅復帰支援機能加算事業実施していない場合は算定しない													
(44-5) 排せつ支援加算 (※1) (1日につき ○単位を加算)			注 在宅復帰支援機能加算事業実施していない場合は算定しない													
(44-6) 安全加算(施設別加算) (1日につき ○単位を加算)			注 安全加算(施設別加算)事業実施していない場合は算定しない													
(46)15 サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算Ⅰ(1)	a サービス提供体制強化加算Ⅰ(1) (1日につき ○単位を加算)	注 安全加算(施設別加算)事業実施していない場合は算定しない													
		b サービス提供体制強化加算Ⅰ(2) (1日につき ○単位を加算)	注 安全加算(施設別加算)事業実施していない場合は算定しない													
		c サービス提供体制強化加算Ⅰ(3) (1日につき ○単位を加算)	注 安全加算(施設別加算)事業実施していない場合は算定しない													
		d サービス提供体制強化加算Ⅰ(4) (1日につき ○単位を加算)	注 安全加算(施設別加算)事業実施していない場合は算定しない													
		e サービス提供体制強化加算Ⅰ(5) (1日につき ○単位を加算)	注 安全加算(施設別加算)事業実施していない場合は算定しない													
		f サービス提供体制強化加算Ⅰ(6) (1日につき ○単位を加算)	注 安全加算(施設別加算)事業実施していない場合は算定しない													
(46)16 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ	a 介護職員処遇改善加算Ⅰ(1) (1月につき 所定単位数×○/1000)	注 所定単位数は、(1)から(46)16)までにより算定した単位数の合計													
		b 介護職員処遇改善加算Ⅰ(2) (1月につき 所定単位数×○/1000)	注 所定単位数は、(1)から(46)16)までにより算定した単位数の合計													
		c 介護職員処遇改善加算Ⅰ(3) (1月につき 所定単位数×○/1000)	注 所定単位数は、(1)から(46)16)までにより算定した単位数の合計													
		d 介護職員処遇改善加算Ⅰ(4) (1月につき 所定単位数×○/1000)	注 所定単位数は、(1)から(46)16)までにより算定した単位数の合計													
		e 介護職員処遇改善加算Ⅰ(5) (1月につき 所定単位数×○/1000)	注 所定単位数は、(1)から(46)16)までにより算定した単位数の合計													
(46)17 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	a 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(1) (1月につき 所定単位数×○/1000)	注 所定単位数は、(1)から(46)17)までにより算定した単位数の合計													
		b 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(2) (1月につき 所定単位数×○/1000)	注 所定単位数は、(1)から(46)17)までにより算定した単位数の合計													

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が標準に満たない場合には、(※1)を適用しない。  
 ※ 安全加算(施設別加算)事業実施していない場合は算定しない。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)については、令和4年3月31日まで算定可能。



注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき○単位を算定			
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき○単位を算定			
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき○単位を算定			
ト 初期加算 (1日につき +○単位)				
チ 再入所時栄養連携加算(※2)	注 栄養ケアマネジメント加算を算定していない場合栄養ケア・マネジメントを実施していない場合は、算定しない。			
リ 退所時指導等加算(※2)	(一) 退所時等指導加算 a 退所前訪問指導加算 (入所者1回(又は2回)を限度に、○単位を算定) b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、○単位を算定) c 退所時指導加算 (○単位) d 退所時情報提供加算 (○単位) e 退所前連携加算 (○単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合		
	(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として○単位を算定)			
	ニ 栄養ケアマネジメント加算 (1日につき +○単位を算定)			
	ホ 栄養ケアマネジメント改善加算(※2)	注 栄養ケアマネジメント加算を算定していない場合及び経口移行加算、経口維持加算を算定している場合は、算定しない。		
	ヘ 栄養ケアマネジメント強化加算 (1日につき、○単位を算定)	注 栄養ケア・マネジメントを実施していない場合は、算定しない。		
	コ 経口移行加算(※2)	注 栄養ケアマネジメント加算を算定していない場合栄養ケア・マネジメントを実施していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(1)を算定していない場合は、算定しない。		
ク 経口維持加算(1日につき)(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき ○単位を算定) (二) 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき ○単位を算定)	注 栄養ケアマネジメント加算を算定していない場合栄養ケア・マネジメントを実施していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(1)を算定していない場合は、算定しない。		
ケ 口腔衛生管理体制加算(※2)	(1日につき +90単位を算定)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合		
ケ 口腔衛生管理加算(1日につき)(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1日につき ○単位を算定) (二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1日につき ○単位を算定)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 注 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。		
ケ 療養費加算 (1回につき ○単位を算定(1日に3回を限度))				
ケ 在宅復帰支援機能加算(※2) (1日につき ○単位を算定)				
ケ 特別診療費(※2)				
ケ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき○単位を算定) イ 特定治療			
コ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき ○単位を算定) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき ○単位を算定)			
コ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日以内に1日につき○単位を算定)				
コ 重度認知症療養体制加算	(一) 重度認知症療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき○単位を算定) 要介護3・4・5 (1日につき○単位を算定) (二) 重度認知症療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき○単位を算定) 要介護3・4・5 (1日につき○単位を算定)			
カ 移行定着支援加算(※2)	(1日につき○単位を算定)			
ク ナ 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1日につき ○単位を算定) (2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1日につき ○単位を算定) (3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1日につき ○単位を算定) (4) 排せつ支援加算(Ⅳ) (1日につき ○単位を算定)			
	ク 自立支援機能加算(※2) (1日につき ○単位を算定)			
	ク 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1日につき ○単位を算定) (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1日につき ○単位を算定)		
	ク 高齢者生活様式加算(※2) (入所後90日以内に1日につき○単位を算定)			
注 安全対策体制加算 (入所者1人につき1回を限度として○単位を算定)				
ク サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき ○単位を算定) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき ○単位を算定) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき ○単位を算定) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき ○単位を算定) (五) サービス提供体制強化加算(Ⅴ) (1日につき ○単位を算定) (六) サービス提供体制強化加算(Ⅵ) (1日につき ○単位を算定)			
	ク 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×○/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×○/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×○/1000) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の○/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の○/100)	注 所定単位数は、イからキまでにより算定した単位数の合計	
		ク 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×○/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×○/1000)	注 所定単位数は、イからキまでにより算定した単位数の合計

※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
 ※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。  
 ※ 安全管理体制加算(※2)については令和3年10月1日から、栄養ケア・マネジメントを実施していない場合は減算については令和6年4月1日から適用する。  
 ※ 排せつ支援加算(Ⅱ)、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

: 令和3年4月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき ○単位)	×○/100	×○/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×○/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×○/100	+○/100	+○/100	+○/100
ロ 初回加算 (1月につき +○単位)						
ハ 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +○単位) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +○単位)						
ロニ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +○単位) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)イ(Ⅱ) (1回につき +○単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1回につき +○単位) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +○単位)						
ホ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×○/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×○/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×○/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の○/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の○/100)		注 所定単位は、イからロニまでにより算定した単位数の合計				
ニハ 介護職員等特定処遇改善加算 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×○/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×○/1000)		注 所定単位は、イからロニまでにより算定した単位数の合計				

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

【脚注】  
1. 単位数算定記号の説明  
+○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位  
-○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位  
×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100  
+○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

## 2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		准看護師の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合 +○/100	複数名訪問加算 (Ⅰ) 30分未満の場合 +○単位	複数名訪問加算 (Ⅱ) 30分未満の場合 +○単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +○単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 +○/100	特別地域介護予防訪問看護加算 +○/100	中山間地域等における小規模事業所加算 +○/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +○/100	緊急時介護予防訪問看護加算(※) 1月につき +○単位	特別管理加算 1月につき (Ⅰ)の場合 +○単位 又は (Ⅱ)の場合 +○単位
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (○単位)	×○/100	夜間又は早朝の場合 +○/100 深夜の場合 +○/100	30分未満の場合 +○単位	30分未満の場合 +○単位	+○単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×○/100	+○/100	+○/100	+○/100	1月につき +○単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +○単位 又は (Ⅱ)の場合 +○単位
	(2) 30分未満 (○単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (○単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (○単位)											
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (○単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は○/100											
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (○単位)	×○/100		30分以上の場合 +○単位	30分以上の場合 +○単位	+○単位	事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×○/100				1月につき +○単位	
	(2) 30分未満 (○単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (○単位)											
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (○単位)											
ハ 初回加算		(1月につき +○単位)										
ニ 退院時共同指導加算		(1月につき +○単位)										
ホ 看護体制強化加算		(1月につき +○単位)										
ヘ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +○単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +○単位)										

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該算定項目の算定数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

## 3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注								
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×○/100	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算 +○/100	中山間地域等における小規模事業所加算 +○/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +○/100	短期集中リハビリテーション実施加算 1日につき +○単位	中山間地域等における小規模事業所加算 +○/100	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 1回につき +○単位	訪問看護開始した日の属する月の初日から12月まで算定可能な期間に当該訪問看護リハビリテーションを行った場合 1回につき +○単位							
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 介護老人保健施設の場合 介護医療院の場合	1回につき ○単位	+○/100	+○/100	+○/100	1日につき +○単位	+○/100	1回につき +○単位	1回につき +○単位							
ロ 事業所評価加算		(1月につき ○単位を加算)														
ハ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +○単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +○単位)														

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該算定項目の算定数を算入

4 介護予防在宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注		
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防在宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (○単位)	特別地域介護予防在宅療養管理指導加算	中山間地域等に占める小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (○単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (○単位)				
	(2) 介護予防在宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅病院等) 管理料又は特定施設入居者等認定等管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (○単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (○単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (○単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (○単位)	+○/100	+○/100	+○/100		
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (○単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (○単位)					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)				(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (○単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +○単位
					(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (○単位)	
					(三) (一)及び(二)以外の場合 (○単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (○単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (○単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (345単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該施設を主体として管理栄養士が担当する場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (○単位)	+○/100	+○/100	+○/100	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (○単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (○単位)				
	(2) 当該施設を主体として管理栄養士が担当しない場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (○単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (○単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (○単位)				
ホ 産科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (○単位)	+○/100	+○/100	+○/100		
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (○単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (○単位)					

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ8回算定できる。



5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注																							
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	(1月につき)〇単位	利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	リハビリテーション支援プログラム加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算(※)	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	前月を超過した月の居住する月から起算して2月を超過した期間に超過した場合																				
		要支援2	(1月につき)〇単位																													
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(1月につき)〇単位										×〇/100	×〇/100	+〇/100	4月につき+300単位	前月開始日の居住する月から9月以内+4月につき+900単位	前月開始日の居住する月から9月以内+6月以内+4月につき+450単位	前月開始日から6月以内+95/100	4月につき+〇単位	-〇単位	-〇単位										
		要支援2	(1月につき)〇単位																													
	介護医療院の場合	要支援1	(1月につき)〇単位																				-〇単位	-〇単位	-〇単位	-〇単位	-〇単位	-〇単位	-〇単位	-〇単位	-〇単位	-〇単位
		要支援2	(1月につき)〇単位																													
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 〇単位を加算)																																
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 〇単位を加算)																																
ニ 栄養改善加算 (1月につき 〇単位を加算)																																
ホ 口腔栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 〇単位を加算(6月に1回を限度))																															
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 〇単位を加算(6月に1回を限度))																															
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 〇単位を加算)																															
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 〇単位を加算)																															
ニト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 〇単位を加算)																														
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 〇単位を加算)																														
(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 〇単位を加算)																															
	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 〇単位を加算)																															
ト 専門所評価加算 (1月につき 〇単位を加算)																																
リ 科学的介護推進体制加算 (1月につき 〇単位を加算)																																
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 〇単位を加算)																														
		要支援2 (1月につき 〇単位を加算)																														
		要支援3 (1月につき 〇単位を加算)																														
		要支援4 (1月につき 〇単位を加算)																														
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 〇単位を加算)																															
	要支援2 (1月につき 〇単位を加算)																															
	要支援3 (1月につき 〇単位を加算)																															
リシ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×〇/1000)			注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計																												
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇/1000)																															
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×〇/1000)																															
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の〇/100)																															
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の〇/100)																															
リズ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×〇/1000)			注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計																												
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇/1000)																															

：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対する評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構成上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		活動を行う職員 の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護-看護職員の員数が基準に満たない場合 又は 常勤のユニットリーダー-ユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が整備である場合	共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活相談員配置等加算	生活相談員配置加算(Ⅰ)	生活相談員配置加算(Ⅱ)	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 《従来の個室》	要支援1 (○単位) 要支援2 (○単位)	×○/100	×○/100	×○/100	×○/100	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位 (7日間を限度)	1日につき +○単位	片道につき +○単位
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 《従来の個室》	要支援1 (○単位) 要支援2 (○単位)										
ロ ユニッパ型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニッパ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニッパ型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 《ユニッパ型個室》	要支援1 (○単位) 要支援2 (○単位)	×○/100	×○/100	×○/100	×○/100	1日につき +○単位 (3月に1回を限度)	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位 (7日間を限度)	1日につき +○単位	片道につき +○単位
	(2) 併設型ユニッパ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニッパ型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 《ユニッパ型個室》	要支援1 (○単位) 要支援2 (○単位)										
ハ 療養食加算 (1日につき ○単位を加算(1日に3回を限度))													
ニ 認知症専門ケア加算 (1日につき ○単位を加算)													
ホ サービス提供体制強化加算		<p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき ○単位を加算)</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき ○単位を加算)</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)</p> <p>(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき ○単位を加算)</p> <p>(5) サービス提供体制強化加算(Ⅴ) (1日につき ○単位を加算)</p>											
ヘ 介護職員処遇改善加算		<p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×○/1000)</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×○/1000)</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×○/1000)</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の○/100)</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の○/100)</p>											
ト 介護職員等特定処遇改善加算		<p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×○/1000)</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×○/1000)</p>											

「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
※「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」及び「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」については、令和4年3月31日まで算定可能。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注		注	注	注	注	注	注	注	注																																												
			若動を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超える 場合	医師、看護員 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は 言語聴覚士の 員数が基準に 満たない場合	常勤のユニ ットリーダーモ ジュールに配置 していない等、 ユニットアにお ける体制が実 施可能である 場合	運動員配置 加算	個別化シ ンクロン実施 加算	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	認知症認知症 利用者受入加 算	在宅療養・在 宅療養支援機 能加算(Ⅰ)	在宅療養・在 宅療養支援機 能加算(Ⅱ)	利用者に対し て送迎を行う 場合																																											
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 ( ○ 単位)	×〇/100	×〇/100	×〇/100	1日につき +〇単位	1日につき +〇単位	1日につき +〇単位	1日につき +〇単位	1日につき +〇単位	1日につき +〇単位	1日につき +〇単位																																											
		要支援2 ( ○ 単位)	(二) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健:看護職員を配置>											b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <在宅強化型>	要支援1 ( ○ 単位)	要支援2 ( ○ 単位)	(三) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健:看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( ○ 単位)	要支援2 ( ○ 単位)	(四) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( ○ 単位)	要支援2 ( ○ 単位)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 ( ○ 単位)	要支援2 ( ○ 単位)	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健:看護職員を配置>	b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( ○ 単位)	要支援2 ( ○ 単位)	(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健:看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( ○ 単位)	要支援2 ( ○ 単位)	(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 ( ○ 単位)	要支援2 ( ○ 単位)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要支援1 ( ○ 単位)	要支援2 ( ○ 単位)	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健:看護職員を配置>	b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( ○ 単位)	要支援2 ( ○ 単位)	(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健:看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( ○ 単位)	要支援2 ( ○ 単位)	(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( ○ 単位)	要支援2 ( ○ 単位)

注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき ○単位を加算)	
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき ○単位を加算)	
<b>3. 総合医学管理加算 (○単位を加算(利用中に1回を限度))</b>			
(44) 療養食加算		(1回につき ○単位を加算(1日に3回を限度))	
(45) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき ○単位を加算)	
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき ○単位を加算)	
(46) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき○単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき○単位を算定)	
	(二) 特定治療		
(47) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき ○単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき ○単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき ○単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	(1日につき ○単位を加算)	
	(五) サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	(1日につき ○単位を加算)	
(48) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×○/1000)	注 所定単位は、(1)から(47)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×○/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×○/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の○/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の○/100)	
(49) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×○/1000)	注 所定単位は、(1)から(47)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×○/1000)	

：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」及び「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」については、令和4年3月31日まで算定可能。



ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注					
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合					
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (○単位)	×○/100	診療所設備基準減算 -○単位	-○単位	1日につき +○単位 (7日間を限度)	1日につき +○単位	片道につき +○単位					
			要支援2 (○単位)											
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (○単位)											
			要支援2 (○単位)											
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (○単位)											
			要支援2 (○単位)											
	d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援1 (○単位)												
		要支援2 (○単位)												
	e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (○単位)												
		要支援2 (○単位)												
	f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (○単位)												
		要支援2 (○単位)												
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (○単位)	×○/100	診療所設備基準減算 -○単位	-○単位	1日につき +○単位 (7日間を限度)	1日につき +○単位	片道につき +○単位						
		要支援2 (○単位)												
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (○単位)													
	要支援2 (○単位)													
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 (○単位)							×○/100	診療所設備基準減算 -○単位	-○単位	1日につき +○単位 (7日間を限度)	1日につき +○単位	片道につき +○単位
		要支援2 (○単位)												
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (○単位)												
		要支援2 (○単位)												
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (○単位)												
		要支援2 (○単位)												
(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (○単位)													
	要支援2 (○単位)													
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (○単位)													
	要支援2 (○単位)													
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (○単位)													
	要支援2 (○単位)													
(3) 療養食加算 (1回につき ○単位を加算(1日に3回を限度))														
(4) 認知症専門ケア加算														
(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき ○単位を加算)														
(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき ○単位を加算)														
(5) 特定診療費														
(6) サービス提供体制強化加算														
(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき ○単位を加算)														
(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき ○単位を加算)														
(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 1.2単位を加算)														
(四) サービス提供体制強化加算(IV) (1日につき ○単位を加算)														
(五) サービス提供体制強化加算(V) (1日につき ○単位を加算)														
(六) サービス提供体制強化加算(VI) (1日につき ○単位を加算)														
(7) 介護職員処遇改善加算														
(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×○/1000)														
(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×○/1000)														
(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×○/1000)														
(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の○/100)														
(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の○/100)														
(8) 介護職員等特定処遇改善加算														
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×○/1000)														
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×○/1000)														

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の特設項目  
 ※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。

二 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出したもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (○単位)	×○/100	×○/100	×○/100	×○/100		
			要支援2 (○単位)							
		b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (○単位)							
			要支援2 (○単位)							
		(二) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (○単位)						
				要支援2 (○単位)						
	b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援1 (○単位)							
			要支援2 (○単位)							
	一般病院	(三) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (○単位)						
			要支援2 (○単位)							
		b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (○単位)							
			要支援2 (○単位)							
		(四) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (○単位)						
				要支援2 (○単位)						
	b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援1 (○単位)							
要支援2 (○単位)										
(五) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (○単位)								
		要支援2 (○単位)								
	b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (○単位)								
		要支援2 (○単位)								
(2) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (○単位)	×○/100	×○/100	×○/100	×○/100				
		要支援2 (○単位)								
	(二) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (○単位)								
		要支援2 (○単位)								
(3) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (○単位)	×○/100	×○/100	×○/100	×○/100		
			要支援2 (○単位)							
		b ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (○単位)							
			要支援2 (○単位)							
	一般病院	(二) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (○単位)						
			要支援2 (○単位)							
b ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (○単位)									
要支援2 (○単位)										

(4) 療養食加算	(1回につき ○単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)	(1日につき ○単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき ○単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき ○単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(IV)	(1日につき 12単位を加算)
	(五) サービス提供体制強化加算(V)	(1日につき ○単位を加算)
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×○/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×○/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×○/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV)	(1月につき +(三)の○/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(V)	(1月につき +(三)の○/100)
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×○/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×○/1000)

注  
所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

注  
所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。





8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (○単位) 要支援2 (○単位)	×○/100	○単位 ○単位	1月につき ○単位 ※認知症特設施設を算定している場合は、1月につき十 ○単位	1日につき ×○単位	1日につき +○単位	1月につき +○単位	1月につき +○単位	1月につき +○単位	1月につき +○単位	1月につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位	1日につき +○単位
ロ 外部サービス利用者介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき○単位)		×○/100												
ハ 認知症専門ケア加算 (介護認定番号の場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき ○単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき ○単位を加算)													
ニ サービス提供体制強化加算	1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) 5) サービス提供体制強化加算(Ⅴ) 6) サービス提供体制強化加算(Ⅵ) 7) サービス提供体制強化加算(Ⅶ) 8) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) 9) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) 10) サービス提供体制強化加算(Ⅹ)													
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×○/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×○/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×○/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×○/1000) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +所定単位数×○/1000)		所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計											
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×○/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×○/1000)		所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計											

※ 要支援1 要支援2 ○単位  
※ 特別職員処遇改善加算(Ⅰ)及び特別職員処遇改善加算(Ⅱ)については、令和6年3月31日まで算定可能。

9 介護予防福祉用具等費

基本部分	注	注	注
要支援1 要支援2 要支援3 要支援4 要支援5 要支援6 要支援7 要支援8 要支援9 要支援10 要支援11 要支援12 要支援13 要支援14 要支援15 要支援16 要支援17 要支援18 要支援19 要支援20 要支援21 要支援22 要支援23 要支援24 要支援25 要支援26 要支援27 要支援28 要支援29 要支援30 要支援31 要支援32 要支援33 要支援34 要支援35 要支援36 要支援37 要支援38 要支援39 要支援40 要支援41 要支援42 要支援43 要支援44 要支援45 要支援46 要支援47 要支援48 要支援49 要支援50 要支援51 要支援52 要支援53 要支援54 要支援55 要支援56 要支援57 要支援58 要支援59 要支援60 要支援61 要支援62 要支援63 要支援64 要支援65 要支援66 要支援67 要支援68 要支援69 要支援70 要支援71 要支援72 要支援73 要支援74 要支援75 要支援76 要支援77 要支援78 要支援79 要支援80 要支援81 要支援82 要支援83 要支援84 要支援85 要支援86 要支援87 要支援88 要支援89 要支援90 要支援91 要支援92 要支援93 要支援94 要支援95 要支援96 要支援97 要支援98 要支援99 要支援100	特別地域介護予防福祉用具等加算	中山間地域等における介護職員等加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

※ 「特別地域介護予防福祉用具等加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目  
※ 要支援1又は要支援2の者については、要支援1、要支援2、要支援3、要支援4、要支援5、要支援6、要支援7、要支援8、要支援9、要支援10、要支援11、要支援12、要支援13、要支援14、要支援15、要支援16、要支援17、要支援18、要支援19、要支援20、要支援21、要支援22、要支援23、要支援24、要支援25、要支援26、要支援27、要支援28、要支援29、要支援30、要支援31、要支援32、要支援33、要支援34、要支援35、要支援36、要支援37、要支援38、要支援39、要支援40、要支援41、要支援42、要支援43、要支援44、要支援45、要支援46、要支援47、要支援48、要支援49、要支援50、要支援51、要支援52、要支援53、要支援54、要支援55、要支援56、要支援57、要支援58、要支援59、要支援60、要支援61、要支援62、要支援63、要支援64、要支援65、要支援66、要支援67、要支援68、要支援69、要支援70、要支援71、要支援72、要支援73、要支援74、要支援75、要支援76、要支援77、要支援78、要支援79、要支援80、要支援81、要支援82、要支援83、要支援84、要支援85、要支援86、要支援87、要支援88、要支援89、要支援90、要支援91、要支援92、要支援93、要支援94、要支援95、要支援96、要支援97、要支援98、要支援99、要支援100

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(○単位)
ロ 初回加算	(+○単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)
ハ 委託連携加算	(1月につき +○単位)

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

: 令和3年4月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注									
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( ○ 単位)	—○単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算								
		要介護2 ( ○ 単位)	—○単位															
		要介護3 ( ○ 単位)	—○単位															
		要介護4 ( ○ 単位)	—○単位															
		要介護5 ( ○ 単位)	—○単位															
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( ○ 単位)	×○/100								事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき —○単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 50人以上にサービスを行う場合 1月につき —○単位	+○/100	+○/100	+○/100	1月につき +○単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +○単位 又は (Ⅱ)の場合 +○単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +○単位
		要介護2 ( ○ 単位)	—○単位															
		要介護3 ( ○ 単位)	—○単位															
		要介護4 ( ○ 単位)	—○単位															
		要介護5 ( ○ 単位)	—○単位															
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 ( ○ 単位)	—○単位	—○単位	—○単位	—○単位	—○単位	—○単位	—○単位	—○単位	—○単位								
	要介護2 ( ○ 単位)	—○単位																
	要介護3 ( ○ 単位)	—○単位																
	要介護4 ( ○ 単位)	—○単位																
	要介護5 ( ○ 単位)	—○単位																
ハ 初期加算 (1日につき +○単位)																		
ニ 退院時共同指導加算 一休型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +○単位)																		
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき ○単位を加算)																		
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +○単位)																	
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +○単位)																	
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +○単位)																	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +○単位)																	
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +○単位)																	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +○単位)																	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +500単位)																	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1月につき +○単位)																	
リ サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅴ) (1月につき +○単位)																	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅵ) (1月につき +○単位)																	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅶ) (1月につき +○単位)																	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1月につき +○単位)																	
	(5) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (1月につき +○単位)																	
ル サービス提供体制強化加算(Ⅸ)	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅸ) (1月につき +所定単位×○/1000)	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計																
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅹ) (1月につき +所定単位×○/1000)																	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅺ) (1月につき +所定単位×○/1000)																	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅻ) (1月につき +(3)の○/100)																	
	(5) サービス提供体制強化加算(Ⅼ) (1月につき +(3)の○/100)																	
ロ サービス提供体制強化加算(Ⅽ)	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅽ) (1月につき +所定単位×○/1000)	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計																
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅾ) (1月につき +所定単位×○/1000)																	

注：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」：「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○単位
- ×○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき ○単位)	1月につき ○単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×○/100	+○/100	+○/100	+○/100	
	定期巡回サービス費 (1回につき ○単位)						
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき ○単位)						
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき ○単位)						
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき ○単位)		事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行 う場合 ×○/100	+○/100	+○/100	+○/100		
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +○単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +○単位)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +○単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +○単位)		
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +○単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +○単位)				
ハニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき -18単位を加算)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +○単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +○単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +○単位)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +○単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +○単位)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき -12単位を加算)						
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ (1月につき -126単位を加算)						
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1月につき -84単位を加算)						
	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +○単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +○単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +○単位)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +○単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +○単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +○単位)
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +○単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +○単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +○単位)			
ハホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×○/1000)	注 所定単位は、イからハニまでにより算定した単位数 の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×○/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×○/1000)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の○/100)						
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の○/100)						
ハホニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×○/1000)	注 所定単位は、イからハニまでにより算定した単位数 の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×○/1000)						

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。







4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注		注		注	
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要介護1 (○単位)	×○/100	×○/100	×○/100	+○/100	+○/100	+○/100	
		要介護2 (○単位)							
		要介護3 (○単位)							
		要介護4 (○単位)							
		要介護5 (○単位)							
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (○単位)							
		要介護2 (○単位)							
		要介護3 (○単位)							
		要介護4 (○単位)							
		要介護5 (○単位)							
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 (○単位)							
		要介護2 (○単位)							
		要介護3 (○単位)							
		要介護4 (○単位)							
		要介護5 (○単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき ○単位を加算)							
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき ○単位を加算)							
		(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき ○単位を加算)							
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき ○単位を加算(7日間を限度))							
ホハ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき ○単位を加算)							
ヘト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき ○単位を加算)							
		(2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき ○単位を加算)							
		(3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき ○単位を加算)							
ヒロ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき ○単位を加算)							
ヒロク 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき ○単位を加算)							
ヒロクニ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき ○単位を加算)							
ヒロクニシ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +○単位)							
		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +○単位)							
ヒロクニシロ 口腔・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (1回につき ○単位を加算(6月に1回を限度))							
		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (1回につき ○単位を加算(6月に1回を限度))							
ヒロクニシロク 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき ○単位を加算)							
ヒロクニシロクニ サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合							
		(ロ一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき ○単位を加算)							
		(ロ二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (Ⅰ) (1月につき ○単位を加算)							
		(ロ三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (Ⅰ) (1月につき 600単位を加算)							
		(ロ四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (Ⅰ) (1月につき ○単位を加算)							
		(ロ五) サービス提供体制強化加算(Ⅴ) (Ⅰ) (1月につき ○単位を加算)							
		(ロ六) サービス提供体制強化加算(Ⅵ) (Ⅰ) (1月につき ○単位を加算)							
		(ロ七) サービス提供体制強化加算(Ⅶ) (Ⅰ) (1月につき 16単位を加算)							
		(ロ八) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (Ⅰ) (1月につき ○単位を加算)							
		(ロ九) サービス提供体制強化加算(Ⅸ) (Ⅰ) (1月につき ○単位を加算)							
		(ロ十) サービス提供体制強化加算(Ⅹ) (Ⅰ) (1月につき ○単位を加算)							
ヒロクニシロクニシ サービス提供体制強化加算		(2) ロを算定している場合							
		(ロ一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき ○単位を加算)							
		(ロ二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (Ⅰ) (1日につき ○単位を加算)							
		(ロ三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (Ⅰ) (1日につき 16単位を加算)							
		(ロ四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (Ⅰ) (1日につき ○単位を加算)							
		(ロ五) サービス提供体制強化加算(Ⅴ) (Ⅰ) (1日につき ○単位を加算)							
		(ロ六) サービス提供体制強化加算(Ⅵ) (Ⅰ) (1日につき ○単位を加算)							
		(ロ七) サービス提供体制強化加算(Ⅶ) (Ⅰ) (1日につき ○単位を加算)							
		(ロ八) サービス提供体制強化加算(Ⅷ) (Ⅰ) (1日につき ○単位を加算)							
ヒロクニシロクニシロ サービス提供体制強化加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×○/1000)							注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×○/1000)							
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×○/1000)							
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×○/1000)							
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +所定単位×○/1000)							
ヒロクニシロクニシロニ サービス提供体制強化加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×○/1000)							注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×○/1000)							

注：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度額管理の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注			
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費 (I)	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)	×○/100	利用者数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位	3ユニットで夜勤を行う職員の数に2人とする場合 1日につき 二〇単位	夜間支援体制加算 (I) 1日につき +○単位	夜間支援体制加算 (II) 1日につき +○単位	認知症行動心理症状緊急対応加算 1日につき +○単位 (7日間を限度)	若年性認知症利用者受入加算 1日につき +○単位
	(2) 認知症対応型共同生活介護費 (II)	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)						1日につき +○単位	1日につき +○単位		
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (I)	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)	×○/100	利用者数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位	3ユニットで夜勤を行う職員の数に2人とする場合 1日につき 二〇単位	夜間支援体制加算 (I) 1日につき +○単位	夜間支援体制加算 (II) 1日につき +○単位	認知症行動心理症状緊急対応加算 1日につき +○単位 (7日間を限度)	若年性認知症利用者受入加算 1日につき +○単位
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (II)	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)						1日につき +○単位	1日につき +○単位		
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき○単位を算定								
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日前31日以上45日以下	1日につき ○単位を加算									
	(2) 死亡日前4日以上30日以下	1日につき ○単位を加算									
	(3) 死亡日前2日又は3日	1日につき ○単位を加算									
	(4) 死亡日	1日につき ○単位を加算									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき ○単位を加算								
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算 (I)	1日につき ○単位を加算									
	(2) 医療連携体制加算 (II)	1日につき ○単位を加算									
	(3) 医療連携体制加算 (III)	1日につき ○単位を加算									
ホ 退居時相談援助加算 (○単位を加算(利用者1人につき1回を限度))											
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算 (I)	1日につき ○単位を加算									
	(2) 認知症専門ケア加算 (II)	1日につき ○単位を加算									
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I)	1日につき ○単位を加算									
	(2) 生活機能向上連携加算 (II)	1日につき ○単位を加算									
チ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき +○単位を加算								
チロ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき ○単位を加算								
チロ 口腔・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	1回につき ○単位を加算(6月に1回を限度)									
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	1回につき ○単位を加算(6月に1回を限度)									
ル 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			1月につき ○単位を加算								
チロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I)	1日につき ○単位を加算									
	(2) サービス提供体制強化加算 (II)	1日につき ○単位を加算									
	(3) サービス提供体制強化加算 (III)	1日につき 1.2単位を加算									
	(4) サービス提供体制強化加算 (IV)	1日につき ○単位を加算									
	(5) サービス提供体制強化加算 (V)	1日につき ○単位を加算									
チロ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	1月につき +所定単位×○/1000	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	1月につき +所定単位×○/1000									
	(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	1月につき +所定単位×○/1000									
	(4) 介護職員処遇改善加算 (IV)	1月につき +(3)の○/100									
	(5) 介護職員処遇改善加算 (V)	1月につき +(3)の○/100									
チロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	1月につき +所定単位×○/1000	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	1月につき +所定単位×○/1000									

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 ※ 介護職員処遇改善加算 (IV) 及び介護職員等特定処遇改善加算 (V) については、令和4年3月31日まで算定可能。





8 複合型サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注			
イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)	登録者数が登録定員を超える場合は、 従業者の員数が基準を満たさない場合は	×○/100	×○/100	×○/100	×○/100	+○/100	+○/100	-○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位	-○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位	-○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位 -○単位	
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)											
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)		要介護1 (○単位) 要介護2 (○単位) 要介護3 (○単位) 要介護4 (○単位) 要介護5 (○単位)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき ○単位を加算)											
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき ○単位を加算)											
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき ○単位を加算)											
ホ 認知症行動・認知症ケア加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき ○単位を加算(7日間を限度))											
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき ○単位を加算)											
ヘロ 介護了ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき ○単位を加算)											
ヘハ 介護改善加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき ○単位を加算(1月に2回を限度))											
ヘニ ロ控・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) ロ控・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(1回につき ○単位を加算(6月に1回を限度))											
	(2) ロ控・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(1回につき ○単位を加算(6月に1回を限度))											
ヘハ ロ控・検診向上加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) ロ控・検診向上加算(Ⅰ)	(1回につき +○単位(月2回を限度))											
	(2) ロ控・検診向上加算(Ⅱ)	(1回につき +○単位(月2回を限度))											
ヘロ 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき ○単位を加算)											
ヘハ 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき ○単位を加算)											
ヘニ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ)	(1月につき ○単位を加算)											
	(2) 特別管理加算(Ⅱ)	(1月につき ○単位を加算)											
ヘハ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき ○単位を加算)											
ヘロ 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき ○単位を加算)											
	(2) 看護体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき ○単位を加算)											
ヘハ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき ○単位を加算)											
ヘロ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき ○単位を加算)											
ヘハ 介護マネジメント加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 介護マネジメント加算(Ⅰ)	(1月につき ○単位を加算)											
	(2) 介護マネジメント加算(Ⅱ)	(1月につき ○単位を加算)											
ヘニ 福祉支援加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 福祉支援加算(Ⅰ)	(1月につき ○単位を加算)											
	(2) 福祉支援加算(Ⅱ)	(1月につき ○単位を加算)											
	(3) 福祉支援加算(Ⅲ)	(1月につき ○単位を加算)											
ヘハ 社会的資源活用加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき ○単位を加算)											
ヘロ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき ○単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき ○単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 500単位を加算)											
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	(1月につき ○単位を加算)											
	(五) サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	(1月につき ○単位を加算)											
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき ○単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき ○単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 16単位を加算)											
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	(1月につき ○単位を加算)											
	(五) サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	(1月につき ○単位を加算)											
	ヘハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×○/1000)										
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×○/1000)										
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×○/1000)											
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +(3)×○/100)											
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +(3)×○/100)											
ヘロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×○/1000)											
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×○/1000)											

注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

※(イ)(2)を算定する場合は、支給限度額管理の算定の際、(イ)(1)の単位数を算入  
 ※(イ)(2)を算定する場合は、支給限度額管理の算定の際、(イ)(1)の単位数を算入  
 ※(イ)(2)を算定する場合は、支給限度額管理の算定の際、(イ)(1)の単位数を算入





3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合 又は	身体拘束廃止未実施減算	夜勤を行う職員員数を2人とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( ○ 単位)	×○/100	×○/100	×○/100	-○単位	1日につき -○単位	1日につき -○単位	1日につき -○単位	1日につき +○単位 (7日間を 限度)	1日につき +○単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( ○ 単位)									
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( ○ 単位)	×○/100	×○/100	×○/100	-○単位	1日につき -○単位	1日につき -○単位	1日につき -○単位	1日につき +○単位 (7日間を 限度)	1日につき +○単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( ○ 単位)									
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき○単位を算定								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき ○単位を加算)								
ニ 退居時相談援助加算			(○単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき ○単位を加算)									
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき ○単位を加算)									
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき ○単位を加算)									
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき ○単位を加算)									
ト 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき +○単位を加算)									
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき ○単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合								
テ 口腔・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	(1回につき ○単位を加算(6月に1回を限度))									
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	(1回につき ○単位を加算(6月に1回を限度))									
テ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき ○単位を加算)									
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき ○単位を加算)									
	(42) サービス提供体制強化加算(イ)(Ⅱ)	(1日につき ○単位を加算)									
	(42) サービス提供体制強化加算(イ)(Ⅲ)	(4日につき +2単位を加算)									
	(42) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(4日につき ○単位を加算)									
	(43) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき ○単位を加算)									
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×○/1000)	注 所定単位は、イからリ止までにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×○/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×○/1000)									
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の○/100)									
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の○/100)									
ネ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×○/1000)	注 所定単位は、イからリ止までにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×○/1000)									

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。